

札幌市木造住宅除却工事補助事業実施要綱

令和3年3月9日 都市局長決裁

最近改正 令和8年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市住宅耐震化促進条例(平成18年2月21日条例第1号)及び第4次札幌市耐震改修促進計画(令和8年3月策定)に基づき、木造住宅の耐震化の促進に資するため、市内に存する倒壊の危険性のある木造住宅の除却に対して必要な助成を行う事業(以下「補助事業」という。)を実施し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 主たる構造が木造の一戸建て住宅、長屋又は共同住宅をいう。
- (2) 建築士 建築士法第23条の3第1項の規定により登録を受けた事務所に所属する、建築士法第2条第2項、第3項の規定による一級建築士又は二級建築士をいう。
- (3) 耐震診断 地震に対する安全性を建築士が評価するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「建防協木造基準」という。)に定める一般診断
 - イ 建防協木造基準に定める精密診断
 - ウ 別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による簡易診断

(4) 除却工事 木造住宅（これに附属する門及び塀等を除く。）の全部を除却する工事をいう。

(5) 申請者 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者をいう。

第2章 補助事業

(補助対象住宅)

第3条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、札幌市内に存する木造住宅であって、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

(2) 地上階数が3以下のもの。ただし、木造部分の階数が2以下のものに限る。

(3) 住宅の用途とその他の用途が兼用されている場合は、住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積（自動車車庫等があるときは、その部分の床面積を除く。）の2分の1以上のもの

(4) 柱、はり等の構造耐力上主要な部分が木材の軸組構法（在来構法）で造られたもの。

(5) 耐震診断により、地震に対し倒壊、崩壊する危険性がある、又はその危険性が高いと判断されたもの

(6) 過去に札幌市木造住宅耐震改修工事等補助要綱に基づく補助金の交付を受け、又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体が設立又は出資等に関わる法人等をいう。以下同じ。）から補助金等の交付を受けて耐震改修工事を行ったことがないもの

(7) 除却工事に関し、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体から補助金等の交付を受けないもの

(8) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に定める建築基準関係規定に適合しているもの

(9) 第 7 条の申請に関し、申請者以外の者が入居している住宅にあつては当該入居者全員の、2 以上の者が所有する住宅にあつては当該申請者以外の所有者全員の同意があるもの

(10) 所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合は、当該住宅を補助対象住宅とすることができる。

(補助対象者)

第 4 条 申請者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(1) 補助対象住宅の所有者

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体以外の者

(3) 札幌市の市税を滞納していない者

2 前項の規定に関わらず、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当する者は補助金の交付を受けることができない。

(補助対象となる除却工事)

第 5 条 補助事業の対象となる除却工事は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「工事施工業者」という。）に請け負わせる補助対象住宅の除却工事とする。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（同法別表第 1 の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの業種に限る。）を受けた者

- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づく北海道知事による登録を受けた者

(補助金の交付額)

第 6 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定による申請を受けた場合においては、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の交付額は、次の各号に定める額のうちいずれか低い額を限度とする。

- (1) 前条に規定する除却工事に要する費用（附属建築物等の撤去費及び消費税等相当額を除く。）に 100 分の 23 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）

- (2) 補助対象住宅の延べ面積（附属建築物等の床面積を除く。）に 47,800 円を乗じて得た額に 100 分の 23 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）

- (3) 30 万円

第 3 章 手続き

(補助金交付の申請)

第 7 条 申請者は、当該除却工事を実施する前に、補助金交付申請書（様式 1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合にあっては官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類（申請時において有効なもの、以下「本人確認書類」という。）の写し、申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書。発行から 3 か月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から 3 か月以内のもの）、申請者が法人格を有しない団体の場合にあっては代表者の本人確認書類の写し

- (2) 申請者が個人又は法人の場合にあつては納税証明書（指名願）（交付申請を行う年度に発行したもの）、申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては本市に納税義務がない旨の申出書
- (3) 建築物の登記事項証明書（区分所有建築物にあつては申請者が所有する部分。表題部、権利部が明示されているもので、発行から3ヵ月以内のもの）
- (4) 第3条第8号の要件を確認するための次に掲げるいずれかの書類
- ア 建築基準法に基づく検査済証の写し（本市又は指定確認検査機関が発行する証明書等に代えることができる。）
- イ 建築士において、補助対象住宅が建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合していることを確認した旨の申出書
- (5) 申請者以外の者が入居している補助対象住宅にあつては申請者以外の入居者全員の、2以上の者が所有する補助対象住宅にあつては当該申請者以外の所有者全員の同意がある旨を証する書類
- (6) 耐震診断結果を示す書類の写し
- (7) 現況写真、平面図及び立面図等補助対象住宅の形状を示す書類（以下「図面等」という。）
- (8) 除却工事に関する見積書の写し（積算根拠や積算内訳が明らかになるもの。補助対象外工事が含まれる場合にあつては、補助対象部分と補助対象外部分を明示したもの）
- (9) 工事施工業者が、建設業法第3条第1項の規定により許可を受けたことを証する書類の写し又は建設リサイクル法第21条第1項の規定により北海道知事の登録を受けたことを証する書類の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前項の申請は、同一の申請者につき毎年度一回までとする。（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定した場合は補助金交付決定通知書（様式2）により、交付しないことを決定した場合は補助金不交付決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合に必要があるときは、補助金交付について条件を付すことができる。

3 申請者は、第1項の補助金の交付決定を受ける前に、当該申請に係る除却工事に着手し、又はこれに係る契約を締結してはならない。

（申請内容の変更）

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後、申請内容に変更があった場合は、速やかに補助金交付変更等申請書（様式4）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

（1）変更後の除却工事の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明示したもの）

（2）除却工事に要する費用に変更があるものにあつては、当該変更後の費用の見積書の写し（積算根拠や積算内訳が明らかになるもの。補助対象外工事が含まれる場合にあつては、補助対象部分と補助対象外部分を明示したもの）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（申請者の変更）

第10条 第7条の申請後申請者を変更する場合は、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書（様式5）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し出なければならない。

(1) 申請者が変更したことを証する書類

(2) 新たな申請者が個人の場合にあつては本人確認書類の写し、申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書。発行から3か月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）、申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては代表者の本人確認書類の写し

(3) 新たな申請者が個人又は法人の場合にあつては納税証明書（指名願）（交付申請を行う年度に発行したもの）、申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては本市に納税義務がない旨の申出書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申出を受けたときは申出書の内容を審査し、新たな申請者が第4条に適合している場合は申請者の変更承認書（様式6）により新たな申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第11条 申請者は、第7条の規定による申請を取り下げようとする場合は、申請取下届（様式7）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、交付決定を取り消し、補助金交付決定取消等通知書（様式8）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第12条 申請者は、交付決定を受けた除却工事が完了したときは、完了報告書（様式9）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 工事施工業者と締結した契約書の写し等（契約日、着手予定日及び請負金額が確認できるもの）

(2) 除却工事に要した費用に係る工事施工業者の領収書の写し

(3) 工事施工業者が発行した取りこわし証明書の写し

- (4) 工事写真（施工中及び完了時の状況が確認できるもの）
- (5) 預金通帳等の写し（口座番号や名義等が確認できるもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第9条第1項ただし書に規定する軽微な変更については、前項の報告に併せ、その内容を報告するものとする。

3 申請者の住所、氏名に変更があった場合は、第1項の報告に併せ、変更したことを証する書類を添えなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第13条 市長は、申請者から前条の報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、第8条又は第9条で準用する第8条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式10）により、申請者に通知するとともに、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の交付額を減ずる（以下「交付決定の取消し等」という。）ことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき
- (3) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し等を行ったときは、補助金交付決定取消等通知書（様式8）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の取消し等を行った場合にお

いて、申請者に対して既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式 11）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

第 4 章 雑則

（調査等への協力）

第 16 条 申請者は、本要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第 17 条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓示第 24 号）及び社会資本整備総合交付金交付要綱に定めるところによる。

（委任）

第 18 条 本要綱の実施に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

要綱様式

様式	名称	要綱関係
様式 1	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金交付申請書	第 7 条
様式 2	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金交付決定通知書	第 8 条
様式 3	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金不交付決定通知書	第 8 条
様式 4	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金交付変更等申請書	第 9 条
様式 5	札幌市木造住宅除却工事補助事業 申請者の変更申出書	第 10 条
様式 6	札幌市木造住宅除却工事補助事業 申請者の変更承認書	第 10 条
様式 7	札幌市木造住宅除却工事補助事業 申請取下届	第 11 条
様式 8	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金交付決定取消等通知書	第 11 条 第 14 条
様式 9	札幌市木造住宅除却工事補助事業 完了報告書	第 12 条
様式 10	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金額確定通知書	第 13 条
様式 11	札幌市木造住宅除却工事補助事業 補助金返還命令書	第 15 条
参考様式 1	建築基準関係規定に適合していることを確認した旨の申出書	第 7 条
参考様式 2	除却工事に合意した旨の申出書	第 7 条
参考様式 3	入居者の合意を得たことの申出書	第 7 条
参考様式 4	札幌市に納税義務がないことの申出書	第 7 条